

平成25年度入札制度の見直しについて

1 解体工事における最低制限価格の算出方式の見直し

解体工事については成果品の品質確保が必要な工事ではないこと等から、最低制限価格の算出方式について見直しを行います。

(現行) 直接工事費(95%)＋共通仮設費(90%)＋現場管理費(80%)＋一般管理費等(30%)

(改正) 直接工事費(75%)＋共通仮設費(70%)＋現場管理費(70%)＋一般管理費等(30%)

※ただし、その割合が予定価格（税抜）の10分の9を超える場合にあっては10分の9と、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

2 適用期日

平成25年 6月10日以降公告の入札から適用とする。

※「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」の用語の定義については、原則として、それぞれ次の要領等の例によるものとする。

- 北海道建設部の土木請負工事工事費積算要領（一般土木編）
 - 北海道建設部営繕工事積算基準
 - 北海道建設部下水道用建築・建築設備請負工事積算基準
 - 水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表（水道事業実務必携）
- *なお、「一般管理費等」には、『保証経費』を含みます。

問合せ先

小樽市財政部契約管財課(市役所別館2階) 電話 0134-32-4111 内線 237
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 FAX 0134-23-0675